## 栃木市市民会議 第1回自治基本条例部会 会議要旨

**時**: 平成26年5月23日(金) 午後8時10分~9時10分

**場**:栃木市役所 301会議室 **出席者数**:委員16名、事務局3名、

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
  - 1) 部会長の選出について

部会長 児玉 博昭委員を選出

※栃木市市民会議条例施行規則に基づき互選により部会長を選出する。その選出について、委員に諮ったところ児玉委員を推薦する声があり、児玉委員の部会長就任について全委員に諮ったところ承認を得た。

## 2) 部会の進め方について・・・自治部会 資料1

資料に基づき事務局説明

事務局:基本的な運営方針については、これまでの会議で既存条例との検証を行うこと、各条項に基づく取組みの整備・運用の状況確認を行うこと、部会員の皆さんとの協議による部会運営を行うことについて、ご了解をいただいたと考えている。3の検討事項であるが、具体的に自治基本条例部会でどのような作業を皆さんと共に行っていくか。まず、既存条例との確認の方法だが、2,3ページの≪参考≫栃木市自治基本条例に定められている主な条例等を参照願いたい。これは、10月9日の第1回目の会議の際にご提示した資料に加筆したものである。例えば、自治基本条例が制定される前に制定されていた情報公開に関する条例などがある。見直し作業は、自治部会資料2の様式で、各条例について検証をしていく考えである。26条、28条については、既存条例ではなくこれから制定する条例であり、市では、今年度から制定に向けての作業を進めているので、後日、皆さまからのご意見をいただきたいと考えている。

検討事項の② 各条項の整備運用状況の確認についてですが、1)主な取組み事項の確認については、自治部会資料3を参照いただきたい。この資料は、全課を対象に自治基本条例の各条項について、どんな取組みをしているかを照会し纏めた資料である。資料3の最後のページの様式で自治基本条例の整備運用の確認を行うことを考えている。この作業を平成28年度の全般的な見直し作業に繋げていく。

続いて2) 自治基本条例の施行後の例規については、自治基本条例に基づき 改正がされたか、また例規以外の取組みについては、条例に基づいた制度設計 を行ったかなどの照会を行う。

## 質疑応答

委 員:資料3をみると膨大な数の取組みが記載されているが、これの資料を全てい ただけるのか。

事務局:この中の代表的な取組みから進めていきたい。

委員:全てを出されても消化しきれない。もうひとつだが、26年度の予定表では、 7月に既存条例の検証と住民投票条例の2つが記載されているが、並行して同 じ日に行うのか。それとも別々の日に行うのか。

事務局:進め方によってであるが、今のところは、別々での開催を考えている。

委員:既存条例を検討する部会と住民投票を検討する部会のふたつに分けるのかと 思った。

事務局:部会に分けることは考えていない。

部会長:総合計画部会と自治基本条例部会では検討する内容やレベルが違う。総合計画部会は、事業の中身を議論するので、毎年見直しが必要で、細かく検討するものである。それに対して自治基本条例部会は、制度を検討するので、制度は毎年変わるものではないから、28年度の見直しの時期に向けて検討する。また、内容を細かくチェックするものではない。例えば資料3で、条文の30に総合計画・行政評価システムと書いてあるが、こちらの部会で、総合計画の中身をチェックしていこうとすると、総合計画部会と重なってしまう。こちらの部会では、条例に基づいて総合計画を作る仕組みがあるかどうか、行政評価を行う仕組みがあるかどうかをチェックしていく。中身まで議論し始めると、項目が膨大すぎる。仕組みをチェックする場合、既にある仕組みはチェックしやすいが、住民投票条例のように、新しく作る制度は、どのようにするか議論が必要になる。既存制度部会と住民投票条例部会と分けて議論するのか。それとも、全員でチェックするようにした方が良いのか。

事務局:住民投票条例については、ゼロからこの部会で作成するものとは考えていない。素案を事務局で作成して、例えば年齢の要件などの項目について、自治基本条例に基づいて検討していただくことを考えている。

部会長:新しい制度についても、ゼロから始める必要はない。今年度は、総合計画部会と比べると開催回数が多い。できるだけ皆さんに負担がかからないようにし

たい。条例ごとに対応する制度があるかどうかをみていく方法なら、限られた時間でも、皆さんから意見をいただけると思う。また、細かく部会に分けなくても、22人であれば議論ができると思う。

委員:少しでも多くの委員に聞いてもらい、色々な意見を聞くことが必要と思う。 素案の問題があるところを部会で議論すれば良いものになるのでは。

部会長:事務局からは、住民投票条例等については、論点を絞って資料を用意していただきたい。

委員:資料3で各条文に応じた取組みの概要は資料としていただけるのか。 簡単にA41枚程度に纏めたものとかは。この様な資料をいただき条文と比較するなら分かりやすい。

事務局:ご用意することは考えている。膨大な量になるので、一度にではなく順番を 決めながら検討して参りたいと考えている。

部会長:会議前に内容について知りたい場合は、要望があれば事務局に連絡していただければ当日、事務局が用意する。資料3については、条文の見出しを付ける。 それと文字が小さいので大きくして欲しい。

委 員:5回集まるということだが、45条あるがどのようにして作業を行うか検討 がつかない。

委員: それは、委員側から意見を出せば良いのではないかと私は思う。というのは、 既存条例については、議題になっているし、これから作る住民投票条例も議題 になっている。私は、45条全てに目を通していないが、例えば公益通報があ るが、この間、国でも問題になったこともあり、今、公益通報についてどのよ うになっているのかを知りたい。そういったものを45条に拘らずに、あらか じめ事務局に要望して、事務局や部会長でいるいらないの判断をしていただく ことを含めて考えられるのではないか。

部会長:確かに、自治基本条例は色々な制度に関連する。

委員:45条ある中から一応明記してある。この中から意見を述べると思っている。

部会長:ある程度、たたき台に沿ってご議論いただきたい。

委員:45条の中からある程度何をやるかを言って欲しい。行政のいいことばかり

並べられても困る。

部会長:資料3にある45の項目があるが、事業については、総合計画部会で検討すると思うので、自治基本条例部会では条例を中心に見ていきたい。資料1の2、3ページ目の特に2ページ目が中心と思っている。全てを細かく検討するのは無理なので、メリハリをつけて議論していきましょう。

委 員:具体的に何をやるか分からないが、資料3の最後のページは何時ごろ提供されるのか。

部会長:この資料は、会議で意見が出てそれを事務局で纏める感じと思っている。 取組み状況は、所管課が書いてくる。

委員:この資料が、6月にくるのか7月にくるのか。

事務局:6~8月については、既存条例・住民投票について議論いただきたい。資料 3については、9月頃の秋口に提供することを考えている。

まずは、条例を中心にやっていきたい。もし、ご意見があれば、6月の詳細協議の際にいただきたいので、現時点では、6月、7月にこの資料の提供は考えていない。

部会長: これから部会で議論を進めるが、全体会への報告は、市民委員の中から代表者を選んでいただきたい。自治基本条例を作る時から、市民自治、まちづくりを担う市民をいかに育てていくかという思いがある。学識経験者は産婆役に徹し、部会の中心となるのは市民であってほしい。どうかご理解をお願いしたい。

委 員:これまでの事務局の答弁は良く分らない。次の部会までにどんな資料が出されてくるのか。

事務局:次回については、既存条例についての資料のご案内をする。

部会長:情報公開や、個人情報保護などの条例について、説明し、自治基本条例の条 文と合っているかを皆さんに協議いただくことでよろしいか。

委 員:公益通報についても資料を提供いただきたい。また、市長の宣誓については どのようになっているのか。

事務局:要領を作り、5月15日の臨時議会で宣誓を行った。

委員:市民会議の中では、このようにしたいという話がなかった。

事務局:本来ならば、市民会議にお諮りするものであったと思うが、地域自治制度と同様、市民会議を待って制度設計を遅らせる分けにはいかないので、スケジュールの関係上、お諮りせず執行部で作成した。

全体会同様、会議の開催は、1月前に、資料については、1週間前までにご 案内する考えでいる。

- 部会長:とりあえず、次回の資料については、事務局に任せてどのような資料がでて くるかにより対応してはいかがか。今のように、個別に知りたいという案件に ついては、部会で議論すべき案件かどうかを別途検討する。いったん、部会長 が預かり、事務局と相談する又は部会の中で協議するのはいかがか。
- 事務局:公益通報の発令が告示(要綱)で定められている。先ほど、次の部会で条例ということになった。条例に絞らせてもらうと、18条第3項の市長の宣誓は要領なので、要綱や要領は条例に入ってこない。まず、条例の検証をして、その後のご意見をいただく中で条例以外を進めることを共通理解としてお願いしたい。
- 部会長: とりあえず、この場で議論する案件としては、条例を中心に見ていきたい。 よろしいか。事務局には、資料作成、論点整理をよろしく。 委員の皆様には、活発なご議論と円滑な進行への協力をお願いしたい。
- 事務局: 3) その他、次回会議の日程については、6月25日午後7時から市役所正 庁で開催する。

## 5 閉会